

協議会は、これから行政・民間・地域などと連携しながら活性化の方策等を協議すると共に、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進するための組織として、2年目を以降も活動を進めていくこととなります。

なお、協議会は当所と宇都宮まちづくり推進機構が共同で設立するものですが、宇都宮まちづくり推進機構が法人化し「中心市街地整備推進機構」に認定されるまでは、協議会も認定前の任意組織として活動することとなります。(スケジュール参照)

特集2 総合的な協議機関として発足

「宇都宮市中心市街地活性化協議会」が設立される



協議会会長に就任した、須賀副会長

中心市街地活性化法が改正（平成18年6月）され、宇都宮市が中心市街地活性化のための新たな基本計画を策定することとなりました。それを受けて設立されたのが「宇都宮市中心市街地活性化協議会」です。協議会は、事業の当事者も含めた総合的な協議機関として、宇都宮市が策定する基本計画に対し、意見をとりまとめる場として設置されました。

総会には、協議会構成員や関係者等26人が出席し、「宇都宮市中心市街地活性化協議会規約」「幹事等の選出」「平成21年度事業計画等」について審議し、原案通り承認されました。

また、総会に先立ち、当所築会頭から、「中心市街地活性化協議会の役割は極めて重要である。協議会メンバーには有識者、事業者をはじめ事業の直接の権利者も参加することが法定化されていることを理解し、忌憚のない協議を期待します」と挨拶がありました。

協議会会長には、当所副会頭の須賀英之氏が就任し、幹事には当所常務理事事渡辺政行氏、宇都宮まちづくり推進機構副理事長柿沼賢氏、宇都宮中心商店街活性化委員会斎藤公則氏ら14人が選出されました。

協議会の今後のスケジュールは、宇都宮市の基本計画策定のスケジュールとほぼ同時に進行される予定ですが、5月以降公共事業や民間事業について具体的な協議を行う予定は、本年12月には意見の取りまとめを行う予定です。(スケジュール参照)

スケジュール参照)

中心市街地活性化法の基本計画認定のスキームは、宇都宮市が、「中心市街地活性化基本計画」を策定する際には、「中心市街地活性化協議会」の意見を聴いて内閣総理大臣の認定申請を行うこととなり（スキーム参照）、認定を受けた「認定基本計画」へは、国の集中的な支援が可能となります。

中心市街地活性化法は、平成10年に施行されましたが、中心市街地の衰退の歯止めにも必ずしも対応できていないことから、平成18年に大きく改正、同年9月には「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」が閣議決定（平成19年12月一部変更）されました。

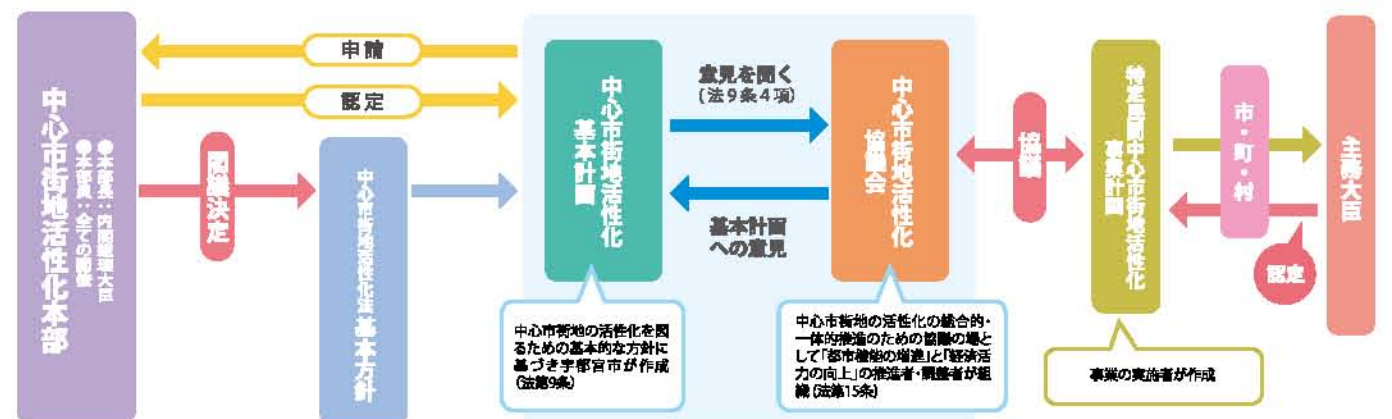
その中で活性化の目標を

①高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすい、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせる生活空間を実現すること。

②地域住民、事業者等の社会的、経済的、文化的活動が活発に行われることで、より活力ある地域経済社会を確立すること。

また、同時に、中心市街地における実態を客観的に把握し、効果的かつ効率的な民間および公共投資を実施することにより、インフラの整備・維持管理コストの削減、各種公共的サービスの効率性の向上等を実現することも追求することとしています。

中心市街地活性化法・計画認定スキーム



齋藤 公則 さん
宇都宮中心商店街活性化委員会
会長

「100円気まぐし」や「宇都宮骨董市」「パンパレード」などの定期的なイベントを複数の商店街と大型店が協力して、実施しています。感じることは、イベントには人が出ますが、その時だけの傾向が顕著になったと思います。総合的に中心市街地を再構築しなければ商業力は発揮できません。今回は、行政と民間が一体となって活性化に取り組むものであり、中心市街地として、一刻の猶予も許されたい状況であることを全員が理解し、取り組むことを期待しています。



松本 宗樹 さん
宇都宮中心商店街
T-O-B-U活性化委員会
会長

大型店と商店街が協力し集客イベント等を実施していますが、中心市街地にはさまざまな拠点があつてそれを回遊することが中心市街地ならではの特徴であり、資源であると思っています。大型店の顧客動員力は極めて大きく、それを地域力として活用できれば中心市街地の集客力も強まると考えています。一体的なまちづくりが期待されています。